



燃油価格高騰により影響を受ける 農林業者を支援します



竹田市施設園芸等燃油高騰対策事業費補助金



燃油価格高騰の長期化により影響を受ける、施設園芸等※1を営む農林業者に対して、加温用燃油※2購入費の一部を補助します。

※1 施設園芸等…温室、ビニールハウス等を利用して野菜、花き、果樹その他の園芸作物の生産及びしいたけの乾燥を行うこと

※2 加温用燃油…施設園芸等において加温及び乾燥のために使用する燃料

対象者（次の①～④すべての条件を満たす方）

- ① 竹田市内に主たる事業所、事務所又は住所を有する個人又は法人であって加温用燃油を用いて施設園芸等を営む農林業者。
- ② 今後も事業を継続する意思がある方。
- ③ 市税等の滞納がない方。
- ④ 暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でない方。

補助対象経費

- 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に購入した加温用燃油（A重油・灯油）
- 1リットルあたり10円

手続き方法

竹田市農政課にて令和7年12月5日（金）までに申請手続きを行ってください。

【必要書類】

- ① 竹田市施設園芸等燃油高騰対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 加温用燃油を購入したことが証明できる領収書、明細書等の写し
- ④ 竹田市施設園芸等燃油高騰対策事業費補助金交付請求書
- ⑤ 振込口座がわかる通帳の写し

